

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、翌  
日の翌日)

## 目 次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

地籍調査の成果の認証

解除予定の保安林

土地の用途廃止

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年七月一日	敷内医院	境港市外江町 三五四七	松尾逸士

### 鳥取県告示第四百四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施した地籍調査の成果を同法第十九条第二項の規定に基づき認証したので、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

事業主体名	調 査 年 度	認 証 事 業 量
氣高町	昭和三十六年度及び 昭和三十七年度	二六一・〇一ha

### 鳥取県告示第四百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
米子市大篠津町字東五七の二五
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百四十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年七月十七日から用途廃止した。

昭和四十四年七月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
倉吉市伊木字中河原三九三ノ三の内	二五五・二〇	道路敷
〃	四六・一九	〃
〃	三九三ノ五の内	〃
〃	八四・二四	水路敷
〃	三九三ノ四の内	〃

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】